

ガールスカウト保険事務取扱に関するお願い（2024年度）

*ガールスカウト保険をお取り扱いいただく時は、以下の通りお願いいたします。

◆団でおこなうこと

・加入者から保険料を受け取り、領収証を発行する

「【団用】ガールスカウト保険加入申込票」を作成し、保険料と共に都道府県連盟に送る
領収証には、加入者から保険料を受け取った日づけを記載し、速やかに送金する。

・会員外には、「委嘱状」もしくは「入団予定者証明書」を発行する

委嘱状：付き添いをお願いする保護者、イベント手伝いの方など

入団予定者証明書：入会準備参加者など

※ガールスカウト活動中の事故に対して適用されるため、会員外には活動参加を証明するものがが必要です。別紙1：委嘱状、入団予定者証明書の例をご活用ください。

・災害補償規則を作成・保管する

別紙2の被保険者の項目に「〇〇県（都・道・府）第〇〇団」と記入し、災害補償規則を作成、保管する。

※被保険者（団）は、災害補償規則に基づく補償対象者（会員等）を規定するため、「災害補償規則（補償が行われることを保証するための規則）」を作成し保管しなければなりません。補償保険金の支払事由に該当した場合に重要になります。

・保険会社に事故状況の報告をする（保険請求時）

活動中に事故が起きたり怪我をしたりした時は、状況を速やかに保険会社へ連絡する。

※保険金の請求手続きは、団が保険会社と直接やりとりください。

その後、千葉県連盟にも事故報告書を提出してください。

連絡先：あんしん24受付センター 0120-985-024

【お願い】「ガールスカウト保険加入申込票」は、保険会社の審議を受け、発信しています。

各団で“**変更**”はしないでください。**2024年度版**をご使用ください。

以上